

平成31年度社会福祉法人射水市社会福祉協議会事業計画

【事業方針】

少子高齢化による人口減少社会の到来や、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目前に控え、地域社会の相互扶助機能の低下などがもたらす、多様で深刻な生活課題の増加が懸念されています。

本協議会では、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、自立して安心して暮らすことができる福祉社会の実現のために、「地域共生社会」の構築に向け、迅速かつ機敏に、そして柔軟に対応し取り組むことが必要であると考えています。このため、「第2次地域福祉活動計画」に基づく、市民が主体となり、「互いに助け合い支え合うまち 射水」を基本理念に、基本目標である、課題を見つけ解決に向けた話し合いや活動が行える「地域づくり」、住民や地域が必要とする「支援」、そして住民と地域組織、行政、専門機関がそれぞれの役割を果たす「連携」により、地域福祉の向上につなげていきます。

そのために、平成31年度では、地域福祉の担い手である地区社会福祉協議会をはじめ、各種福祉団体を一層支援し、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていきます。

平成31年度の重点事業は次の事業とする。

- (1) 地区社会福祉協議会の活動支援
 - ・地区社会福祉協議会の組織体制強化
 - 拡充・ケアネット事業の充実
 - ・地区社会福祉協議会連絡協議会への支援と連携
- (2) ボランティア活動の推進
 - ・ボランティア推進校育成支援
 - ・ボランティアグループの育成支援
 - ・ボランティアの発掘・養成
 - ・ボランティアセンターの運営と機能強化
- (3) 子育て支援事業の推進
 - ・地域子育て支援事業の推進
 - ・子育て応援事業の実施
 - ・ファミリーサポートセンターの充実
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
 - ・関係機関との連携強化による事業の円滑な推進

【活動方針】

1 地域づくり（みんなが参加する）

住民自らが、地域福祉への理解と関心を深め参加を促すため、地区社会福祉協議会等の充実と人材の育成を図る。

- (1) ボランティア活動の推進

地域の福祉に対する理解と認識を高めるために、より一層の啓発を図る。また、ボランティア活動の育成強化を積極的に推進するとともに、人材の発掘、養成を図る。

- ア ボランティア推進校育成支援
- イ ボランティア活動のPRと機能強化
- ウ 市防災訓練における訓練実施やマニュアルの見直し
- エ ボランティアグループの育成支援
- オ ボランティアの発掘・養成
- カ イベント等の企画検討、ボランティアニーズの把握

(2) 地区社会福祉協議会の活動支援

地域に根ざした福祉活動を展開している地区社会福祉協議会の活動支援を行うとともに、連携強化を図る。

- ア 地区社会福祉協議会活動支援

拡充イ ケアネット事業の充実

- ウ ケアネット活動の推進
- エ 地区社会福祉協議会の基盤強化
- オ 地区社協連協支援事業

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業推進に向けた連携強化

市や地域包括支援センター等の関係機関との連携を緊密にしながら、地域課題会議への積極的な参加やケアネット活動の普及啓発を図るなど、住民主体による円滑な事業の推進を図る。

(4) 社会福祉大会の開催

社会福祉にご尽力いただいた方への表彰と講演を実施し、市民の協働意識の促進を図る。

(5) 当事者の社会参加促進

高齢者や障がい者の積極的な社会参加に繋がる事業の充実や支援を行う。

- ア 地域ふれあいサロン事業への支援
- イ 福祉バス運営事業の実施
- ウ 点訳・音訳・手話奉仕員養成講座の実施
- エ 手話奉仕員派遣事業の実施

2 支援体制（みんなで見守る）

だれもがその人らしく、いきいきと安心して暮らせるようサービス体制の充実を図る。

(1) 相談体制の充実

住民の日常生活から生じる心配ごと、悩みごとや高齢者の介護に関する相談体制の充実を図る。

- ア 総合相談事業（高齢者やその家族の抱える悩みごと・心配ごとの相談事業）の実施

拡充イ 生活困窮者自立支援事業の実施

生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けた的確な支援を行うため、職員体制を強化。(専任1名、兼務1名から専任2名に強化)

(2) 要介護者等や子育て家庭等への生活支援

要介護・要支援者等の日常生活を営むために援助を必要とする方や子育て家庭等への生活支援体制の充実を図る。

ア 居宅介護支援事業の実施

イ ホームヘルプ事業、愛の宅急便事業の実施

ウ 配食サービス事業の実施

エ 移送サービス事業の実施※(本年5月末で廃止し、市において6月から新たな事業に移行予定)

オ 福祉機材(車いす、高齢者疑似体験セット、レクリエーション機材)貸出事業の実施

カ ファミリーサポートセンター事業の実施

(3) 避難行動時・緊急搬送時の支援体制充実

避難行動時における要支援者の把握や緊急搬送時の救命率等向上を図るための支援体制の充実を図る。

ア 地域支え合い事業(避難行動要支援者支援事業・いのちのバトン普及事業)の実施

3 連携強化(みんなでつながり支え合う)

市民の暮らしに関わる課題を地域組織、行政、関係機関・団体と情報を共有し、連携を図る。

(1) 地域の支え合い活動の担い手の育成・確保

地域福祉の担い手となる人材の育成・確保を通じて、地域の中で住民同士の支え合い活動が自然な形で展開される環境づくりを図る。

ア 民生委員児童委員との連携及び活動への支援

イ 生活支援体制整備事業の実施

大島地区での“支え合い体制づくり”を支援するため、第2層生活支援コーディネーターを配置する。

(2) 日常生活自立支援事業の実施

判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送れるよう、支援の充実を図る。

(3) 子育て支援事業の推進

子どもの健全育成のため、地域ぐるみで子育て環境の向上を図る。

ア 地域子育て支援事業の推進

イ 子育て応援事業の実施

(4) 地域公益活動推進事業の実施

地域における公益的な取り組みの推進を図るため、市内社会福祉法人が連携を深めながら、福祉ニーズの把握、福祉課題の共有及び解決方法等について検討を進める。

拡充

(5) 地域福祉講座の実施

- ア 地域の福祉関連機関・団体の職員や医療・看護・保健関係者のほか、法律や教育分野の専門職を対象に、講義やワークショップなどの研修を実施し、相互連携の強化と職種を超えた包括的な支援体制を構築する。
- イ 地域の福祉活動を担う役員の高齢化や後継者不足に対応し、市内の福祉活動の中核となる人材発掘・養成を行う。

(6) 成年後見制度法人後見支援事業の推進

呉西6市で構成する「とやま呉西圏域」が「呉西地区成年後見センター」を高岡市社会福祉協議会館内に設置することとなり、専門職員を配置して、相談から後見まで一貫した支援を実施するほか、市民後見人の養成なども行うこととしていることから、同センターと緊密に連携した取り組みを進める。

(7) 社会福祉協議会の基盤強化

射水市の地域福祉を推進する中核団体として、誰もが安心して幸せに暮らすことのできる地域づくりを推進していくため、組織基盤の強化を図る。

ア 組織体制

- ・理事、評議員への情報提供の充実
- ・事務局職員育成のための研修会参加、資格取得助成及び情報共有化

イ 財政運営

- ・会費や市補助金等の安定的な確保
- ・介護保険事業の収支改善
- ・事務の効率化

ウ 広報・ホームページ等による市民への情報提供

- ・広報紙「福祉いみず」の充実

エ 顧問弁護士の配置

(8) 大島社会福祉センターの適切な管理・運営

(9) (仮称) 市民交流プラザ (旧小杉社会福祉会館) への本所移転の推進